

安心して学べる環境づくり

就学援助制度

シユウガク  
エンジョ

就学援助制度って？

学校教育法などにもとづいて、小中学校の子どもがいる家庭に学用品費や学校給食費などを市町村が援助する制度です。子どもたちの安心して楽しい学校生活のために、気軽に就学援助制度を活用してみませんか。



1. 援助対象の方

- ① 生活保護法の規定による保護を受けている世帯（要保護世帯）
- ② 生活保護法による保護を受けてないが、要保護者に準ずる程度に困窮していると認められた者で、次のいずれかに該当する世帯（準要保護世帯）
  - ア 前年度又は当該年度において、生活保護法に基づく保護の停止又は廃止の措置を受けた者
  - イ 前年度において、同一生計にある者全員が市町村民税非課税である者
  - ウ 当該年度において、児童扶養手当法に規定する児童扶養手当を受給している者

※上記に該当しないが、特別な事情により就学援助を希望する方、嘉手納町立学校以外の小中学校に通学（入学を予定）しており就学援助を希望する方は、嘉手納町教育委員会へご相談ください。

2. 申請に必要な書類

※兄弟等がいる場合は、添付書類について最上位の学年の児童生徒に原本を添付し、その他の児童生徒については写しで構いません。所得申告をしていない方は援助を受けられませんので、ご注意ください。

区分	必要書類	備考
要保護	① 就学援助申請書(兼委任状)	各学校(幼稚園)又は教育総務課でもらってください。教育委員会HPからもダウンロードできます。
	② 生活保護証明書(写し)	生活保護証明書については中部福祉保健所にて発行。
準要保護	① 就学援助申請書(兼委任状)	各学校(幼稚園)又は教育総務課でもらってください。教育委員会HPからもダウンロードできます。
	②住民票謄本(特別) ※申請書の同意欄に住民基本台帳の確認を同意頂いているときは省略できます。	役場町民保険課で発行。
	③平成 29 年度所得・課税証明書 ※平成 29 年 1 月 1 日に嘉手納町にお住まいで、申請書の同意欄に所得情報等を確認することを同意頂いているときは省略できます。	※生計同一者全員分。役場税務課（平成 29 年 1 月 1 日にお住まいの市町村）で発行
	④ 児童扶養手当受給証書の（該当者のみ）写し ※児童扶養手当を申請中等で、証書が添付できない状況がある場合は、学校又は教育委員会へお問い合わせください。	市町村民税非課税である方は省略できます。また申請書の受給状況確認同意欄に同意しない場合は、受給資格状況に変更がないか追加の資料を要求する場合があります。

前年度就学援助をうけていた方でも、援助を希望される方は毎年申請が必要です。

### 3. 提出先

各在籍小・中学校、又は嘉手納町教育委員会教育総務課へ提出。  
嘉手納町立幼稚園在園児（次年度新1年生）は、幼稚園への提出も可能。）

### 4. 申請の流れ



#### お知らせ配布

教育委員会より就学援助制度のお知らせが各家庭に配布されます。



#### 申請手続き

就学援助申請書用紙を学校または教育委員会に提出します。



#### 認定の可否、通知

所得などに基づき認定の可否が決定され、教育委員会から認定のお知らせが届きます。



#### 就学援助費の支給

認定後、就学援助費が支給されます。\*援助の内容によって異なります。

### 5. 締切日・結果通知

平成30年度入学予定者より、**新入学用品費の入学前支給が始まります！**

対象学年	申請期間	申請結果の通知
新小学1年生 新中学1年生	入学前支給対応期間 平成30年2月1日(木)～平成30年2月28日(水)	平成30年3月頃
新小学2～6年生 新中学2～3年生	平成30年2月1日(木)～平成30年3月30日(金)	平成30年4月頃

○新1年生については、上記の期間で申請していただければ、平成30年3月中旬頃に新入学用品費を入学前支給します。

○申請期間を過ぎても申請は可能ですが、援助費が一部減額になる場合や入学前支給ができない場合があります。

申請は  
お早めに！



### 6. 援助の内容

新入学用品費	学用品費	校外活動費	修学旅行費	医療費	通学用品費
		<p>○学年によって、給付される費目が異なります。また、生活保護法による教育扶助を受けている方は、修学旅行費及び医療費についてのみ給付対象。</p> <p>○医療費/学校保健安全法で指定された学校病（中耳炎・結膜炎・虫歯等）が対象。必ず、嘉手納町教育委員会に申請の上、医療券の交付を受けてから受診してください。保健医療診療の自己負担分が援助されます。</p>			
PTA会費・生徒会費	クラブ活動費				

詳しくは、各学校、又は嘉手納町教育委員会教育総務課までお問い合わせください。

教育総務課 956-1111 (内線254)  
 屋良小学校 956-2214  
 嘉手納小学校 956-2264  
 嘉手納中学校 956-2263  
 嘉手納町教育委員会HP <http://www.educ.kadena.okinawa.jp/>

